

令和7年度で終了します！

甲州市自転車用ヘルメット購入費補助金

自転車利用時における交通事故や転倒から頭部を守るヘルメット着用促進を図るため、ヘルメットの購入に要する費用の一部を補助します。

ただし、**令和5・6年度にこの事業を利用された方は申請することができません。**

- ・令和5年4月の道路交通法の改正により、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務化されました。
- ・自転車事故で死亡した人の**約7割が頭部に致命傷**を負っています。
- ・自転車用ヘルメットを着用し、大切な命を守りましょう。



《申請受付期間》 令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

(土日・祝日・年末年始を除く)

※ヘルメット購入日から起算して3カ月以内に申請してください。※令和8年3月31日(火)までに申請してください。

※ヘルメットの利用者が未成年の場合は、その保護者が申請してください。

※上記受付期間内であっても、予算上限に達し次第、受付を終了します。

●補助金額

購入費用の2分の1
(上限2,000円、100円未満切り捨て)

※1人1回(個)限り

※購入時にポイント等を使用した場合、ポイント差し引き後の領収金額が補助対象経費となります。

●対象者

【次のすべてに該当する方】

- ・購入日時点で甲州市に住民登録がある方
- ・補助対象ヘルメットを購入して利用している方
- ・市税に滞納がないこと
- ・補助対象ヘルメット着用時に発生した事故等について、市が一切責任を負わないことについて了承していること

●補助対象となるヘルメット

- ・**購入してから3カ月以内**の新品の自転車用ヘルメットで甲州市が認める次のいずれかの安全基準を満たしたもの

※その他上記に類する認証を受けているもので市長が認めたもの

【安全基準マーク】

SGマーク(一般財団法人製品安全協会の認証)



JCFマーク(公益財団法人日本自転車競技連盟の認証)

※公認マーク・推奨マークどちらも補助の対象になります。



CEマーク(欧州連合の欧州委員会の認証)



GSマーク(ドイツ製品安全法の認証)



CPSCマーク(米国消費者製品安全委員会の認証)



申請手順や必要書類については、裏面をご覧ください！

補助金申請から交付までの手順

①自転車用ヘルメットを購入

- ・安全基準マークがついている新品の自転車用ヘルメットを購入しましょう。
- ・購入時、販売店等に**領収書**の発行を依頼してください。

②甲州市役所 市民課 市民協働推進担当に申請 ※各支所でも受け付けています

- ・申請に必要な書類をそろえて提出してください。

【申請に必要な書類】

(1)甲州市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請兼実績報告書

※市民課 市民協働推進担当窓口、及び勝沼支所・大和支所にご用意しています。また、市のホームページからもダウンロードが可能です。

(2)本人確認書類

個人番号カード、運転免許証、旅券など

(住所、氏名、生年月日の3点を確認できることが必要です。)

(3)領収書原本(次の内容が記入されているもの)

①申請者又は使用者(未成年の場合)の氏名

②領収日

③領収金額(ヘルメットの購入単価がわかるもの)

④購入品名

※①～④のいずれかが記入されていない場合は、それが分かる書類を添付してください。

(4)安全基準の認証が確認できる書類の写し

保証書や取扱説明書、安全基準マークが入った現物の写真など

※現物をご持参いただいても大丈夫です。

(5)振込口座(申請者名義のもの)が確認できる書類

金融機関名、店名、預金種目、口座番号、口座名義(カナ)がわかるもの

※補助金の振り込み先は、申請者名義の口座に限ります。

(3)領収書原本

※領収書がない場合は、申請できません。

※内容が不足している場合は、それが確認できる書類等を添付してください。

※宛名は、申請者又は使用者の名義のものがが必要です。



申請受付期間:令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)※土日・祝日・年末年始を除く

※甲州市が認める安全基準を満たした新品の自転車用ヘルメットが対象

※申請は、ヘルメット購入日から起算して**3カ月以内**に申請してください。※令和8年3月31日(火)までに申請してください。

③審査後、市から補助金交付決定兼額確定通知書が郵送で届きます

④補助金が指定口座に振り込まれます

- ・申請日から概ね1カ月以内に振り込みを予定しています。

詳しい情報の確認や申請書のダウンロードは、市のホームページをご利用ください。
※市民課の窓口でも配布しています。

【ホームページURL】 <https://www.city.koshu.yamanashi.jp/docs/2023092000015/>



【お問い合わせ先】 甲州市役所 市民課 市民協働推進担当

☎0553-32-5068

☎0553-32-5583